

食生活改善功労知事感謝状について

1 趣旨

地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果を上げており、かつ他の模範とすべき個人又は地区組織を表彰することを通して、本県の健康づくり対策の推進に資することを目的とする。

2 感謝状贈呈の対象者

次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 多年にわたり継続して食生活改善運動を実施していること
- (2) 地区住民が積極的に参加している自主的な実践活動を通じて住民の食生活改善向上及び健康増進に顕著な貢献をしていること
- (3) 地区における不合理な食生活や食習慣を改善して顕著な効果をあげていること
- (4) 実践活動に創意工夫がなされており、模範的な地区活動を通じて近隣地区に対しても良い影響を与えていること

3 感謝状贈呈基準

次の各号のいずれにも該当するものから選考する。

(1) 基準年数

① 個人

地区組織の役職従事年数が10年以上で、年齢が50歳以上である個人

② 地区組織

当該年4月1日において10年以上継続して食生活改善活動を実施している組織

- (2) 過去に栄養関係功労により厚生労働大臣表彰を受けたことがない個人又は地区組織

4 その他

平成11年度の表彰制度創設以降、これまでに個人120名、地区組織57団体に贈呈している。